

令和 4 年 9 月 2 7 日 不採択

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出に関する請願について

(趣 旨)

度重なる消費税の増税により、長期にわたる消費不況が続いてきたなか、新型コロナウイルス感染症による影響が、日本経済、とりわけ中小企業・小規模事業者を深刻な状況に追い込んでいます。こうした状況下、令和 5 年 1 0 月 1 日に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式として適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が実施されることとなっており、昨年 1 0 月からは適格請求書発行事業者の登録申請が開始されました。

消費税の仕入税額控除の適用に当たっては、登録事業者が発行する適格請求書が必要となる場合があるため、未登録の事業者は取引を避けられかねず、一方で、登録事業者になると、売上高にかかわらず納税義務が発生することとなり、登録の有無にかかわらず、中小企業・小規模事業者の負担が増加するという深刻な問題があります。そのため、中小企業団体をはじめ、文化・芸術団体、シルバー人材センターなど多くの団体やフリーランスのグループが「凍結」「延期」「見直し」を表明しています。

また、中小企業・小規模事業者は仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況にあり、同制度の導入を契機とした廃業の増加や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者にとどまる事業者の成長意欲の低下を招くなど、長引くコロナ禍によって打撃を受けている事業者に追い打ちをかけることになり、地域経済の衰退に拍車をかけてしまいます。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、免税点制度を実質的に廃止に追い込み、事業者間の取引慣行を壊します。中小零細業者は課税事業者の選択を迫られて新たな消費税負担を強いられ、廃業の危機に追い込まれます。新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根差して活動する中小業者の存在が不可欠です。「税制で商売をつぶすな」の願いを込め、地方自治法第 99 条に基づく下記事項の意

見書を国に提出していただくようお願いします。

記

(請願事項)

国に対して、インボイス制度の実施中止を求める意見書を提出すること。